

特例退職者の月額保険料改定のお知らせ

特例退職者の標準報酬月額は、現役社員の収入（前年の9月時点）をベースに全員一律に決定されます。（国民健康保険の場合は、前年度収入に基づいて個々に決定されます）

さらに法改正に伴い、計算方法も変更されていますが、平成29年度については、“従来通り”の計算式を適用することとします。平成30年度以降の標準報酬月額は、特例退職者の収支バランスを考慮しつつ決定していくこととなります。医療費の高騰が特例退職者制度赤字の要因となり、特退制度の維持が難しくなります。今後の保険料増を防止するためにも、特例退職者の皆様には、一層の健康管理の充実をお願いいたします。

【平成29年度の標準報酬月額の算出方法】 ※法改正前の計算式を適用

※(現役社員の前年9月標準報酬月額+前年(1-12月)平均標準賞与額の1/12に相当する額)×1/2

	平成29年度	平成28年度	(参考) 法律上の上限額
標準報酬月額	280千円	260千円	440千円
健康保険料月額	23,520円	23,400円	36,960円
健康保険料率	84/1000	90/1000	84/1000
介護保険料月額	3,920円	3,120円	6,160円
介護保険料率	14/1000	12/1000	14/1000



標準報酬月額変更に伴う医療費負担割合等の変更

- ① 70歳以上の方は、標準報酬月額が26万円から28万円に変更になることに伴い、病院で受診した際の窓口負担がこれまでの2割（昭和19年4月1日以前生まれの方は1割）から3割に変更になります。なお、収入によっては今までと同じ負担割合となる場合があります。詳しくは、P.9の「高齢受給者基準収入額適用申請について」をご参照ください。
- ② 70歳未満の方は、標準報酬月額が26万円から28万円へ変更になることに伴い、高額療養費の自己負担限度額が、区分（エ）から（ウ）へ変更になります。

（平成29年3月まで）

標準報酬月額 26万円以下区分（エ）「57,600円」

（平成29年4月以降）

標準報酬月額 28万円～50万円以下区分（ウ）「80,100円+（総医療費-267,000円）×1%」